

今のうちに確認しておきたい コロナ禍対応税制の チェックポイント

この記事のエッセンス

- 法人税については、青色欠損金の繰戻し還付の適用対象者について資本金の額等が10億円以下の一定の法人に拡大された。また、テレワーク等の設備投資が優遇税制の対象となった。
- 消費税については、新型コロナウイルスの影響により売上が減少した場合、一定要件のもとにその事業年度から課税事業者を選択(または選択をやめる)できるようになったこと、納税義務の免除が制限されている者も、一定要件のもとに免税事業者になれるようになったことを確認しておきたい。
- また、新型コロナウイルスの影響によって売上が減少しており、納税を行うことが困難である場合には、一定要件のもとに1年間の納税の猶予を受けることができるようになった。

KPMG税理士法人
税理士

河崎 元孝

KPMG税理士法人

和久井 敏男

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い売上の減少等の影響を受けている事業者については、国からの持続化給付金や、地方自治体からの感染拡大防止協力金等の措置が講じられている。税制においても、新たに成立した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下、「新型コロナウイルス税法」という)および同政省令に基づいて、いくつかの特例措置がなされた。

本稿では、これら税制上の措置のうち主に企業においてチェックしておくべきと思われる事項について説明する。

法人税に関するチェック項目

青色欠損金の繰戻し還付の適用対象者の拡大およびテレワーク等のための設備投資を特別償却または税額控除の対象とする措置がなされた。

(1) 青色欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

【ポイント】

・資本金の額等が1億円超10億円以

下の法人も繰戻し還付の適用が可能とされた。

ただし、資本金の額等が10億円超である法人の完全子会社等一定の法人には、本特例の適用はないため留意が必要である。

参照条文：新型コロナウイルス税法7、同施行令5、新型コロナウイルス税法附則4

●ポイント解説

青色欠損金の繰戻し還付制度は、中小企業者等の各事業年度において生じた欠損金額(解散等の事実が生じた場合の欠損金額等を含む)を除き、2022年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額についてはその適用が停止されている。すなわち、資本金の額等が1億円超の法人等についてはその適用がなかった(図表1)。

本特例により、2020年2月1日から2022年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額に係る繰戻し還付を適用できない法人は、各事業年度終了の時に図表2に掲げる法人とされた。すなわち、資本金の額等が1億円超であっても10億円以下である法人については、資本金の額等が10億円超の法人の100%子会社に

(図表2) 適用除外法人

- ① 大規模法人^(*)
- ② 大規模法人^(*)との間にその大規模法人による完全支配関係がある普通法人
- ③ 完全支配関係がある複数の大規模法人^(*)に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ④ 投資法人
- ⑤ 特定目的会社

(*) 資本金の額等が10億円超の法人および相互会社・外国相互会社

(図表3) 本税制の概要

適用法人	青色申告書を提出する中小企業者等(中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものに限る)		
適用要件	2017年4月1日から2021年3月31日までの期間(指定期間)内に、新品の特定経営力向上設備等の取得等をして、これを国内の指定事業の用に供すること		
税制措置 (いずれかを選択適用)	特別償却	対象資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額(即時償却)	取得価額 × 10%
	税額控除(上限: 法人税額の20% ^(*))	特定中小企業者等(資本金3,000万円以下) 中小企業者等	取得価額 × 7%

(*) 中小企業投資促進税制、商業・サービス業活性化税制および本税制の控除税額の合計で、当期の法人税額の20%が上限

(図表4) 中小企業者等および指定事業の意義

中小企業者等	青色申告法人である中小企業者または農業協同組合等で、適用除外事業者(その事業年度開始の前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等)を除く 【中小企業者】 (i) 期末資本金の額等が1億円以下の法人、ただし、以下の法人を除く ・発行済株式等(自己株式等を除く)の1/2以上が同一の大規模法人に所有されている法人 ・発行済株式(自己株式等を除く)の2/3以上が複数の大規模法人に所有されている法人 (ii) 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ----- 大規模法人(期末資本金の額等が1億円を超える法人) 中小企業投資育成株式会社等を除く ・資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人 ・大法人(資本金の額等が5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人および受託法人)との間にその大法人による完全支配関係がある法人 ・完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を直接または間接に保有されている法人
指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、卸売業、小売業等の一定の事業

(図表1) 中小企業者等

- ① 普通法人^{(*)1}のうち、事業年度終了時の資本金の額等が1億円以下であるものまたは資本等を有しないもので、その事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人に該当するものを除く
 ・相互会社、外国相互会社
 ・大法人^{(*)2}による完全支配関係があるもの
 ・完全支配関係がある複数の大法人^{(*)2}に発行済株式等の全部を保有されているもの
- ② 公益法人等または協同組合等
- ③ 公益法人等とみなされる法人(NPO法人等)
- ④ 人格のない社団等

(*)1 投資法人および特定目的会社を除く

(*)2 資本金の額・出資金の額が5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社または受託法人

該当する等一定の場合を除き、繰戻し還付の適用が可能になった。
 なお、繰戻し還付に係る還付請求書の提出期限は、原則として、繰戻し還付の適用を受けようとする事業年度の確定申告書の提出時であるが、当該申告書を2020年7月1日前に提出した法人(図表1の①③を除く)については、経過措置により2020年7月31日までとされている。

【ポイント】
 ・中小企業者等によるテレワーク等

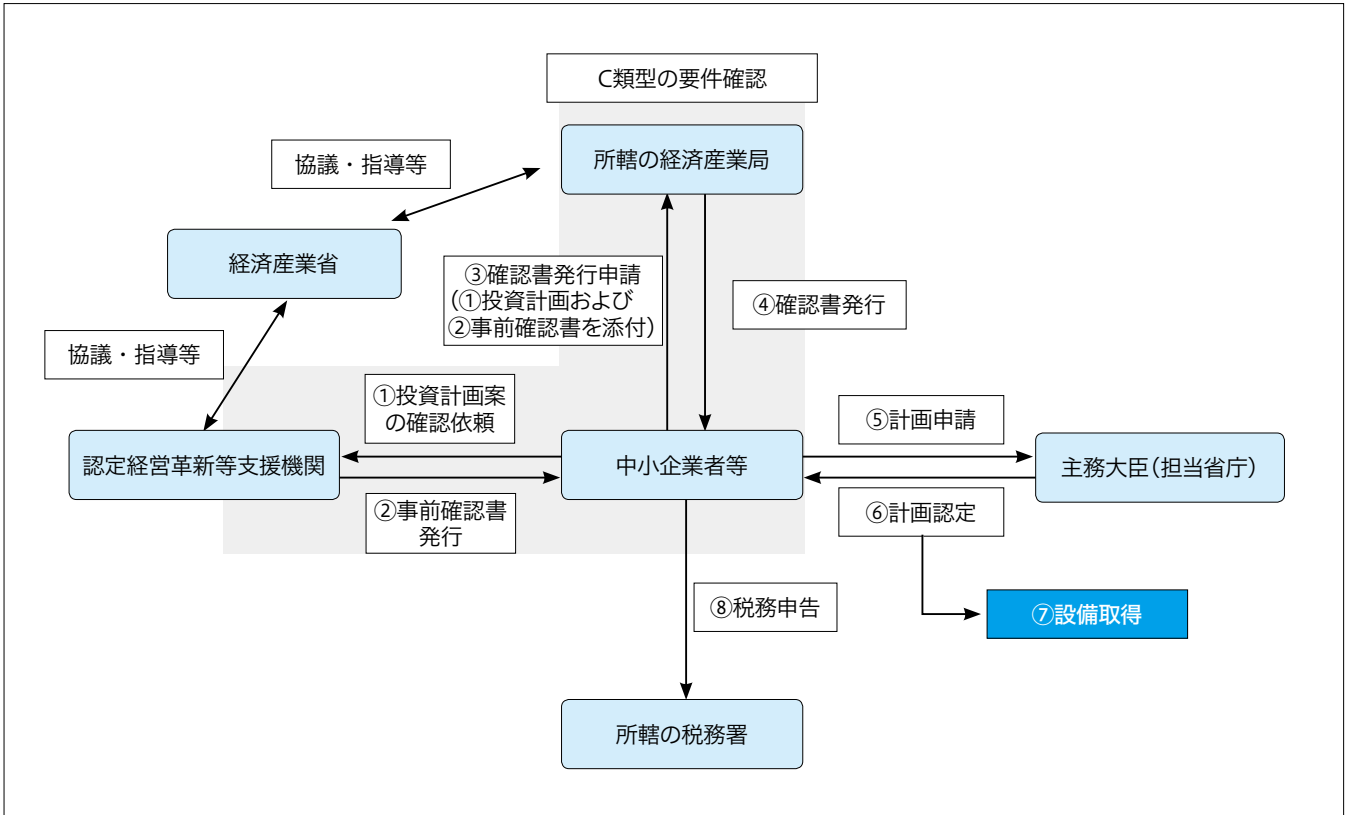
(2) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

のための設備投資が特別償却または税額控除の対象となった。
 ・その設備が一定の設備に該当するものとして、所轄の経済産業局の確認を受け、その設備を経営力向上計画に記載したうえで、主務大臣の認定を受ける必要がある。
 参照条文: 措法42の12の4、措令27の12の4、措規20の9

●ポイント解説
 本税制は、中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等(機械装置は1台または1基の取得価額が160万円以上、工具・器具備品は30万円以上、建物附属設備は一の取得価額が60万円以上、ソフトウェアについては70万円以上のものが対象)を主務大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づいて取得等をし、国内の指定事業の用に供した際に即時償却または税額控除を認めるものである(図表3、図表4)。

今回の措置では、対象設備等の範囲にテレワーク等のための設備が加えられた。テレワーク等のための設備(C類型という)とは、事業プロセスの遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備ならびにソフトウェア

(図表5) 適用手続(C類型)



(出所) 中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き(令和2年度税制改正対応版)」(令和2年6月16日版) 8頁を一部加工

とされている(中小企業等経営強化法施行規則16、中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き(令和2年度税制改正対応版)」(令和2年6月16日版)7頁)。
 なお、本税制の適用を受けるための手続も重要である。適切に措置を受けるためにも図表5に記載した手続を確認しておきたい。

消費税に関するチェック項目

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響(以下、「新型コロナウイルス感染症等の影響」という)を受けている事業者で、一定の要件を満たすもの(特例対象事業者)については、次の(1)消費税の課税選択の変更に係る特例および(2)納税義務の免除制限を解除する特例の措置がなされた。

(1) 消費税の課税選択の変更に係る特例

【ポイント】

・所轄税務署長の承認を受けることで、新型コロナウイルス感染症等の影響により売上が前年同期に比し

ておおむね50%以上減少している場合には、その課税期間からの課税事業者の選択(または選択をやめること)が可能とされた。

・この特例により課税事業者を選択する(または選択をやめる)ときは、一定の特例承認申請書等の提出が必要である。

参照条文：新型コロナウイルス特法10①③、⑦⑩、同施行令7、同施行規則5

●ポイント解説

特例対象事業者が新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間(新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間)以後の課税期間について課税事業者の選択をすることが必要となった場合で、所轄税務署長の承認を受けたときは、その事業者が提出した課税事業者選択届出書は、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日に税務署長に提出したものとみなされる。

すなわち、適用を受けようとする課税期間の開始後であっても、その課税期間からの課税事業者の選択が可能となる。なお、本特例により課税事業者となった場合には、翌課税

期間からでも課税事業者の選択を取りやめることができる。

特例対象事業者とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、2020年2月1日から2021年1月31日までの間のうち一定期間の収入が前年同期に比しておおむね50%以上減少している事業者をいう(②において同じ)。この収入減少が新型コロナウイルス感染症等の影響と因果関係を有することを要しており、具体的には、事業者や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したこと、イベント開催または外出等の自粛要請、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響が挙げられる(国税庁消費税室「新型コロナウイルスに係る消費税の特例に関するQ&A」(令和2年4月)(以下、「消費税の特例Q&A」という)問3)。

また、特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により特定課税期間以後の課税期間について課税事業者の選択をやめることが必要となった場合で、所轄税務署長の承認を受けたときは、その事業者が提出した課税事業者選択不適用届出書は、その適用をやめようとする課税期間の初日の前日に税務署長に提出したものとみなされる。

すなわち、適用をやめようとする課税期間の開始後であっても、その課税期間から免税事業者になることができる。なお、選択により課税事業者となった日から2年を経過するまでの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、原則として、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年間は免税事業者となることができないが、本特例による選択の場合にはこの継続要件も適用されない。

この特例により課税事業者を選択する(または選択をやめる)ときは、通常の課税事業者選択(不適用)届出書他に「新型コロナウイルス税法第10条第1項(第3項)の規定に基づく消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」を所轄税務署長に提出する必要があるとともに、「新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」を添付することが要求されている。

消費税の特例Q&A問9には、具体例として「例えば、損益計算書、月次試算表、売上帳、現金出納帳、預金通帳の写しなどで、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の連続する1か月以上

の期間(調査期間)と、その調査期間の直前1年間における調査期間に対応する期間の事業としての収入の金額が確認できる書類」が示されている。図表6に申請手続をまとめたので参照されたい。

なお、申請書の提出があった場合において、承認を受けることが必要となった事情が相当でないこと認められたときは申請が却下される。また、承認または却下の処分が行われるときは、原則として書面によりその旨が通知されるが、申請書の提出がその申請に係る特定課税期間の末日までにされた場合で、その特定課税期間の末日の翌日から2カ月を経過する日までに承認または却下の処分がなかつたときは、その日に承認があつ

(図表6) 承認申請手続(課税選択の変更に係る特例)

	申請書・確認書類	申請期限
課税事業者の選択	<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナウイルス税法第10条第1項(第3項)の規定に基づく消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」 「消費税課税事業者選択届出書」 事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類 	特定課税期間の末日の翌日から2カ月(その特定課税期間が個人事業者のその年の12月31日の属する課税期間の場合は3カ月)を経過する日 ^(※1)
課税事業者の選択の不適用	<ul style="list-style-type: none"> 上記「特例承認申請書」 「消費税課税事業者選択不適用届出書」 事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類 	特定課税期間に係る確定申告書の提出期限 ^(※2)
		上記以外の場合 以下のうちいずれか早い日 ・2年経過日の属する課税期間の末日 ・課税事業者の選択の適用をやめようとする課税期間の末日

(※1) 国通法11(災害等による期限の延長)の適用により、申請期限を延長することができる
 (※2) 国通法11(災害等による期限の延長)の適用により、確定申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長された期限

たとみなされる(2)において同様)。

(2) 納税義務の免除制限を解除する特例

【ポイント】

・調整対象固定資産または、高額特定資産の仕入れ等を行ったこと、高額特定資産について棚卸資産の調整による仕入税額控除の適用を受けたことにより、納税義務の免除を受けることが制限されている特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税義務の免除制限を受けないことが必要となったときは、所轄税務署長の承認を受けることにより免税事業者になることができる。

これらの特例により、免税事業者になろうとするときは一定の不適用承認申請書を提出する必要がある。
参照条文：新型コロナウイルス特法10④、⑩、同施行令7、同施行規則5

●ポイント解説

① 新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除制限の解除
新設法人(基準期間がない法人で、

その事業年度開始の日の資本金の額等が1,000万円以上であるもの)または特定新規設立法人(基準期間がなく、その事業年度開始の日における資本金額が1,000万円未満の法人のうち、その開始の日において他の者に支配されているなど一定の要件に該当するもの)が、基準期間のない課税期間中に調整対象固定資産を取得し、原則課税で申告を行う場合には原則としてその取得した課税期間の初日以後3年間は納税義務が免除されない。

しかし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間について納税義務の免除制限の適用を受けないことが必要となった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、本特例により、その特定課税期間以後の課税期間については免税事業者になることができる(ただし、基準期間がない課税期間は免税事業者になることはできない)。

② 高額特定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除制限の解除

高額特定資産(棚卸資産および調整対象固定資産のうち、一の取引単位に係る課税仕入れ等に係る税抜対価の

額が1,000万円以上のもの)の仕入れ等の日の属する課税期間について原則課税で申告を行う場合には、原則としてその課税期間の初日以後3年間は納税義務が免除されない。

しかし、①と同様の理由に基づき所轄税務署長の承認を受けたときは、本特例により特定課税期間以後の課税期間(高額特定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の制限を受けることにより課税事業者となる課税期間に限る)については免税事業者になることができる。

③ 高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合の納税義務の免除制限の解除

高額特定資産について棚卸資産の調整による仕入税額控除の適用を受けた場合には、原則として、その適用を受けた課税期間の初日以後3年間は納税義務が免除されない(2020年度税制改正により新設された)。

しかし、①と同様の理由に基づき所轄税務署長の承認を受けたときは、本特例により特定課税期間以後の課税期間(高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合の納税義務の免除制限を受け

ることにより課税事業者となる課税期間に限る)については、免税事業者になることができる。

④ ①③の特例の適用を受けるための手続

これらの特例を受けようとするときは「新型コロナウイルス特法第10条第4項から第6項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」を所轄税務署長に提出する必要があるとともに、「新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」を添付することが要求されている。この添付すべき書類とは(1)の場合と同様のものである。図表7に申請手続をまとめたので参照されたい。

納税猶予に関する チェック項目

災害等により財産に損失を受けた等の事情がある場合には、納税を一定期間猶予することが認められている。この納税の猶予の規定は国税通則法に定められているが、新型コロナウイルス特法により納税猶予の特例が創設された。

(図表7) 承認申請手続(納税義務の免除制限を解除する特例)

申請書・確認書類	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナ特法第10条第4項から第6項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」 新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 以下のうちいずれか遅い日 ・ 特定課税期間の確定申告書の提出期限^(*) ・ 基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日(②の場合は「高額特定資産の仕入等の日の属する課税期間の末日」、③の場合は「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日」と読み替える)

(*) 国通法11(災害等による期限の延長)の適用により、確定申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長された期限

(1) 災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予(国通法46①)

この規定は、災害等により納税者の財産について相当な損失(納税者の全積極財産のおおむね20%以上(国通法46条関係2))を受けたことを要件としているため、新型コロナウイルス感染症に関連して適用される場面は限定されると思われる。したがって、図表8に概要を記載するにとどめる。この規定の適用を受けるためには、災害のやんだ日から2カ月以内に「納税の猶予申請書」を所轄税務署長に提出する必要がある。

(図表8) 国税通則法46条1項による納税の猶予

事由	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合			
対象税目	その損失を受けた日以後1年以内に納付すべき次に掲げる国税			
	①	災害がやんだ日以前に課税期間の満了した所得税または法人税や災害がやんだ日以前に取得した財産に係る相続税または贈与税で、納期限がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの		
	②	災害がやんだ日の属する月の末日以前に支払われた給与等の源泉所得税等で法定納期限がまだ到来していないもの		
	③	災害がやんだ日以前に課税期間が経過した消費税で、納期限が損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの		
	④	予定納税に係る所得税ならびに中間申告に係る法人税・地方法人税および消費税		
猶予期間	損失等の程度により、原則として納期限から1年以内の期間			
担保の提供	不要			
延滞税	免除(猶予期間に対応する部分)			

【ポイント】

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響によって売上が前年同期に比しておおむね20%以上減少しており、納税を一時に行うことが困難である場合には、1年間の納税の猶予を受けることができる(個人法人の区別なく、また規模に関係なく適用できる)。
- ・ この特例の適用を受けるためには、「納税の猶予申請書(特例猶予用)」等を所轄税務署長に提出する必要がある。

参照条文：新型コロナ特法3、同施

(2) 納税の猶予の特例

この特例の適用を受けるためには、要件の1つとして収入の減少が新型コロナウイルス感染症等の影響と因果関係を有することを要しており、これができる(図表9)。

この特例の適用を受けるための要件の1つとして収入の減少が新型コロナウイルス感染症等の影響と因果関係を有することを要しており、これができる(図表9)。

行令2

●ポイント解説

新型コロナウイルス感染症等の影響により、2020年2月1日以後に事業について相当な収入の減少があったこと等の事実があり、かつ、2021年1月31日までに納付すべき国税の全部または一部を一時に納付することが困難であると認められる場合には、納税の猶予を受けることができる(図表9)。

これは「消費税に関するチェック項目」と同様である(国税庁徴収課「国税の納税の猶予制度FAQ」令和2年4月30日(令和2年5月29日一部更新)(以下、「納税の猶予FAQ」という)問22において、具体例として「消費税に関するチェック項目」(1)と同様のものが掲げられている)。

また、「納税者の事業につき相当な収入の減少があったこと」とは、2020年2月1日から納期限までの間のうち一定期間の収入が前年同期に比しておおむね20%以上減少していることとされている(納税の猶予FAQ問24。問25においては収入の減少が20%に満たない場合でも、今後、さらに減少率の上昇が見込まれるときなどは、これを勘案して総合的に判断するため、所轄税務署(徴収担当)に相談してほしい旨が示されている)。

また、「全部を一時に納付することが困難」とは、納付すべき国税を納付する資金がないこと、または資金を事業の継続のために必要な少なくとも今後6カ月間の運転資金等の費用(以下、「運転資金等」という)に充てた場合に国税を納付する資金がないことをいい、「一部を一時に納付することが困難」とは、納付すべき国

(図表9) 納税の猶予の特例

要件	納税者(個人・法人)が以下のいずれにも該当する場合には、国通法46条1項(災害による納税の猶予)に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合に該当するものとみなして、納税の猶予が認められる	
	①	新型コロナウイルス感染症等の影響により、2020年2月1日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実があること
	②	その納税者が特定日(2021年1月31日)までに納付すべき国税の全部または一部を一時に納付することが困難であると認められること
対象税目	ほぼすべての国税 (印紙で納付する印紙税等は除く)	
猶予金額	納付することが困難な金額としてAの額からBの金額(0円に満たない場合は0円)を控除した金額 A. 納付すべき国税の額 B. 納税者が有する現金、預貯金等の価額-事業の継続のために必要な今後6カ月間の運転資金の額 ^(*) (納税者が法人の場合) (*) 事業継続のために必要な臨時支出の見込金額を含めてもよい	
猶予期間	1年以内の期間で納税者が申請した期間	
担保の提供	不要	
延滞税	全額免除	
申請期限	納期限(申告納期限が延長された場合には延長後の期限)までに申請が必要(税務署長がやむを得ない理由があると認める場合には、納期限後にされた申請も認められる) なお、2020年7月1日前に納付すべき国税である場合には、2020年6月30日までは納期限後においても申請することができる(税務署長がやむを得ない理由があると認める場合には、2020年7月1日以後にされた申請も認められる)	

【適用時期】 2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する国税について適用(施行日(2020年4月30日)前に納期限が到来している国税(すでに納期限が過ぎている未納の国税で、他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができる)

税の全額を納付する資金がないこと、または資金を運転資金等に充てた場合に国税の全額を納付する資金がないことをいう。
この特例の適用を受けるためには、「納税の猶予申請書(特例猶予用)」を申請期限までに所轄税務署長に提出する必要があるが、この申請書には新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事

実を証するに足りる書類および財産目録等の添付が要求されている。
具体的には、納税の猶予FAQ問48において「本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿(会計ソフトから出力した収支状況が記載された書類(例:試算表)でも可)」、「手元資金の有りが分かる現金出納帳や預金通帳」と示されている。

その他のチェック項目

その他企業に関連のある税制上の措置は次のとおりである。

(1) 消費貸借契約書に係る印紙税の非課税

新型コロナウイルス感染症等の影響により経営が悪化した事業者等に対し、一定の貸付に係る消費貸借契約書で2021年1月31日までに作成されるものについては、印紙税が非課税となる。

(2) 中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症等の影響により中小事業者等の事業収入が一定割合減少した場合には、一定の要件のもとに事業用家屋、および償却資産に係る2021年度分の固定資産税、または都市計画税の課税標準が軽減される。

(3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

中小事業者等が、一定の期間内に、

認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って先端設備等に該当する機械装置等ならびに家屋および構築物を取得した場合には、3年間固定資産税が軽減される措置が拡充され、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限が2年間延長されるとともに、対象設備に事業用家屋と構築物が追加された。

河崎 元孝(かわさき・もとたか)
KPMG税理士法人 パートナー
税理士
1997年KPMGピートマーウィック東京事務所(現KPMG税理士法人)に入社。
2006年～2009年までKPMGアムステルダム事務所(オランダ)へ赴任し、日系企業をサポート。
帰任後は、国際税務・組織再編・税務ガバナンス等のアドバイス業務に従事。

和久井 敏男(わくい・としお)
KPMG税理士法人
インターナショナルコーポレートタックスマネジャー
都内税理士法人、会計事務所およびKPMG税理士法人において20年以上の実務経験を有する。主に国内上場企業、外資系企業をはじめとした企業税務、国際税務に従事。近年は租税法の解釈や税務調査、租税判例の研究にも力を入れている。